

鳥取大学外国人研究者受入の手引き

研究・国際協力部国際交流課国際交流係

平成18年9月28日作成

目次

[来日前の手続き]	P1
1．手続きの流れ	
2．在留資格認定証明書交付申請手続き	
3．住居について	
[来日後の手続き]	P3
1．外国人登録	
2．国民年金	
3．国民健康保険	
[一時出国の手続き（本国への帰国も含む）]	P5
1．再入国許可	

[来日前の手続き]

1 . 手続きの流れ

受入教員と外国人研究者の共同研究実施の合意

受入教員より所属部局長宛に受入承認申請（各部局庶務係が窓口）

受入部局の審議機関の議により受入承認

受入部局長より学長宛に受入承認申請

受入承認（国際交流部長専決）

（以下「在留資格認定証明書」交付申請を行って査証手続きをする場合）

受入許可書の発行（各部局）

在留資格認定証明書の交付申請

在留資格認定証明書の交付・外国人研究者へ送付

外国人研究者が自国の日本公館にて査証申請

査証の交付

日本入国

2 . 在留資格認定証明書交付申請手続き

申請手続き

3ヶ月以上日本に滞在する場合、査証（ビザ）が必要となります。査証は、外国人研究者が自国の日本公館にて申請します。査証申請の時、日本の法務省入国管理局で発行される「在留資格認定証明書」があれば承認までの期間が短くなります。在留資格認定証明書を取得するには、まず、受入教員が研究者の代理人として在留資格認定証明書交付申請に必要な書類（国際交流センターホームページ「外国人研究者向け」の「在留資格申請書様式」を参照）をそろえ、境港にある「広島入国管理局境港出張所」へ持参し、交付申請を行います。申請後1～3ヶ月で在留資格認定証明書が発行され、入国管理局から受入教員へ郵送されますので、受入教員はそれを研究者へ送付してください。

取次申請

2ヶ月に一度、国際交流センター教員及び国際交流課職員が取次申請を行います。取次申請受付は取次申請を行う月の中旬3日間で行い、月末に広島入国管理局境港出張所へ申請に行きます。受付日は国際交流センターホームページの「外国人研究者向け」に掲載します。

在留資格の種類

- 「教授」 : 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動。
在留期間 1年又は3年
- 「文化活動」 : 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国保有の文化若しくは技芸についての専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを習得する活動（「留学」「就学」「研修」の在留資格に相当する活動を除く）。
在留期間 6ヶ月又は1年

3 . 住居について

各自手配してください。

空室があれば国際交流会館（留学生及び外国人研究者を対象とした寮）に1年間入居することができます。

国際交流会館への入居を希望する場合には、来日3週間前を目安に国際交流課へ入居申請書を提出してください。なお、受入教員が代理申請を行うことも可能です。

[来日後の手続き]

1 . 外国人登録

90日を越えて日本に滞在する予定の外国人は、入国してから90日以内に市役所で外国人登録の申請をする必要があります(鳥取地区：鳥取市役所南庁舎、米子地区：米子市役所)。外国人登録は、外国人の居住関係と身分関係を明確にし、出入国管理行政を始め、教育、福祉、医療費などの行政を行う上での資料となります。

新規登録の申請	鳥取市役所の窓口備え付けの「外国人登録申請書」に所定の事項を記入し、旅券及び写真2枚を添えて窓口に出します。
発行	新規登録申請時に、外国人登録証明書の発行日が通知されるので、指定された期間内に受け取る必要があります。 発行後は常にこれを携帯し、入国審査官、入国警備官、警察官などから提示を求められた場合はこれを提示しなければなりません。
返納	出国する場合は再入国許可を受けて出国する場合を除き、外国人登録証明書を出入国港で入国審査官に返納しなければなりません。

2 . 国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は全て国民年金に加入する義務があります。市役所の国民年金担当課で加入手続きをしてください(鳥取地区：鳥取市役所南庁舎、米子地区：米子市役所)。

ただし、保険料免除制度を活用することによって保険料が全額または半額免除となることがあります。以下の条件にあてはまれば免除対象となります。

全額免除
前年の日本での所得 < (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円
半額免除
前年の日本での所得 < 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

国民年金では7月から翌年6月までが1年度です。したがって、4月に免除申請を行い免除が認められていても、7月に改めて新年度の免除審査のための書類提出が求められる場合があります。なお、前年の日本での収入を基準として免除額が決定されるため、来日した年は全額免除となります。

国民年金保険料を支払った外国人が帰国する場合、国民年金の第1号被保険者としての保険料納付期間が6ヶ月以上あれば脱退一時金が支給されます。脱退一時金の支給を希望する時は、帰国後2年以内に請求書に必要書類を添付して、社会保険業務センターに郵送してください。

保険料納付済期間	受給金額
6ヶ月以上12ヶ月未満	40,740円
12ヶ月以上18ヶ月未満	81,480円
18ヶ月以上24ヶ月未満	122,220円

平成18年6月現在

3 . 国民健康保険

日本に一年以上滞在する人は国民健康保険に加入する義務があります。

国民健康保険制度に加入すると、保険料の支払い義務が生じますが、医療機関で国民健康保険被保険者証を提示することにより、かかった医療費の3割負担で病気やケガの治療が受けられるため、万一、海外旅行傷害保険から支払われる保険金の限度額を超える費用を要する病気やケガをした場合にも安心です。

加入の手続きには外国人登録証明書とパスポートが必要ですが、詳しいことは市役所の国民健康保険担当課に問い合わせてください(鳥取地区：鳥取市役所南庁舎、米子地区：米子市役所)。

また、他の市町村へ転出、帰国したとき、家族の誰かが出産・死亡したとき、または保険証を紛失したときは手続きが必要です。手続きをしていなければ保険証が無効扱いになりますので注意してください。

[一時出国の手続き（本国への帰国も含む）]

1 . 再入国許可

日本に在留する外国人が、許可されている在留期間内に、一時的な用務で本国又は第三国へ出国した後、再び日本で在留するために入国しようとする場合には、出国する前に再入国の許可を受けておく必要があります。もし再入国許可を受けずに出国した場合、改めて海外で日本公館に出頭し査証を取得しなければ、日本へ入国することができないので、注意してください。

再入国許可申請書の様式は国際交流センターホームページ「外国人研究者向け」の「在留資格申請書様式」に掲載しています。